

- (1) 名称 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム
- (2) 所在地 うるま市字兼箇段61番地1
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

沖縄県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 豊見城市及び西原町
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4項から第6項までを削る。

第8条の3を第8条の5とし、第8条の2を第8条の4とし、第8条の次に次の2条を加える。

（休憩時間）

第8条の2 前条各項の規定により勤務時間を割り振られた職員の休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の職員が勤務時間条例第4条第2項の規定の適用を受ける場合における当該職員の休憩時間は、午後零時から午後零時45分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、所属長は、第1項の職員（総務部長が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、総務部長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を次の各号に掲げるいずれかの時間帯とすることができる。

- (1) 午前11時45分から午後零時30分までの時間帯
- (2) 午前11時45分から午後零時45分までの時間帯
- (3) 午後零時15分から午後1時までの時間帯
- (4) 午後零時15分から午後1時15分までの時間帯

4 前3項の規定にかかわらず、所属長は、第1項の職員（障害のある職員であって総務部長が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、総務部長が別に定めるところにより、当該職員に休憩時間を分割して与えることができる。

（特別の勤務に従事する職員等の勤務時間の割振等）

第8条の3 前2条の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第1項ただし書及び同条第5項に規定する職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、所属長が勤務時間割振申請書（第6号様式）により人事